

2018 年度 小委員会活動成果報告

(2019 年 3 月 1 日作成)

小委員会名	良質な建築ストック形成検討小委員会		主 査 名：後藤 治 就任年月：2015 年 4 月
所属本委員会 (所属運営委員会)	学術推進委員会		委員長名：大崎 純
設 置 期 間	2015 年 4 月 ～ 2019 年 3 月		
設 置 目 的 各年度活動計画 (箇条書き)	<p>建造物の保存活用に関し、本会はこれまで主に建築歴史・意匠分野が中心となって建物の歴史的価値を社会に伝えるべく保存要望書の提出等を行ってきた。ところが、近年、本会に対し、所有者や社会からより具体的な保存方法（構造安全性、材料や設備の耐久性、建築計画など）や保存後の維持管理の方策を問われる事例が増加している。こうした社会的な要望に応えるためには、建築歴史・意匠分野だけでは困難で、構造、材料・施工、防火等の各分野を交えた横断的な取り組みが必要である。本小委員会は、上記の状況を打開することを目的に発足した小委員会で、広範な展開をみせている建築物の保存活用問題について、より本質的・大局的な視点から取り組むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度：空き家再生、オフィスビルコンバージョン、団地再生等の事例をもとに、不動産としての建築という経済的な側面とデザイン・技術・長寿命化等の建築的な側面との関係について検証する。併せて、「建造物の評価と保存活用ガイドライン」（2007 年）の改訂案を検討する。 ・2年度：建築物や部位の長寿命化、劣化対策、経年後の性能評価等に関わる技術的な課題や先端研究に関する情報を収集する。「建造物の評価と保存活用ガイドライン」の改訂案を決定する。 ・3年度：省エネルギー、バリアフリー等の建築の改良が必要になる各種制度と歴史的建築物の保存との調整がどのように行われているのか、国内外の事例を集め、各国の法制度とあわせ検討する。新しい「建造物の評価と保存活用ガイドライン」を理事会にはかり、新ガイドラインを決定する。 ・4年度：空き家対策、シャッター通り商店街対策、限界集落対策等について、先進各国や国内の注目すべき事例を集め、持続可能な地域計画のあり方を検討する。新ガイドラインの周知をはかる。 		
委員構成 (委員名 (所属))	委員公募の有無：なし 主査：後藤 治 (工学院大学) 幹事：花里利一 (三重大学)、山崎鯛介 (東京工業大学) 委員：岩井光男 (三菱地所設計)、上北恭史 (筑波大学)、内田青蔵 (神奈川大学)、尾谷恒治 (早稲田リーガルコモンズ法律事務所)、角 幸博 (歴史的 地域資産研究機構)、黒木正郎 (日本設計)、小林正美 (明治大学)、新宮清志 (日本大学)、野口憲一 (近代建築保存技術研究室)、濱 定史 (東京理科大学)		
設置 WG (WG 名：目的)	なし		
2018 年度予算	380,000 円	ホームページ公開の有無：あり 委員会 HP アドレス： http://www.ajj.or.jp/gakujutsushinko/r000-12/r210-12.html	

項 目	自己評価
委員会開催数	1 回
刊行物	
講習会	
催し物	
大会研究集会	
対外的意見表明等	

<p>目標の達成度 (当初の活動計画と得られた成果との関係)</p>	<p>「建造物の評価と保存活用ガイドライン」の改訂を目標に活動をスタートしたが、委員会を十分開催することができず改訂案の決定には至らなかった。とくに2018年度においては、本委員会と関係が深い文化財保護法が改正され（施行は2019年4月）、そのなかで位置付けられている保存活用計画が検討するガイドラインと密接な関係があるため、作業を進めることができなかった。</p>
<p>委員会活動の問題点・課題</p>	<p>戦後の近現代建築が更新時期を迎え、その保存活用に向けた議論が活発になっている。また、政府が文化財保護法の改正を閣議決定したことをはじめ、文化庁の近現代建築資料館の活動や、近現代建造物緊急重点調査事業、建築士会のヘリテージマネージャー制度の進展、建築家協会の修復塾の開始など、本委員会と関連する様々な活動が進んでいる。</p> <p>学会内部においても、歴史・意匠分野のみならず、材料・施工、構造、防火、建築法制、建築社会システムなどストック社会を目指した活動が多分野で個別に行われている。とくに2017年度に活動を始めた「歴史的価値を有する大規模木造宿泊施設の安全性能確保特別調査委員会」は、本小委員会の活動を契機に研究がスタートしたもので、着実に成果をあげている。</p> <p>これら内外の動きと連携しながら、学会の俯瞰的な観点から、あるべき建築ストック形成に向けた方向性を提案していきたい。その具体的実践のための方策として「建造物の保存活用ガイドライン」の改訂を行うことが当面の課題である。その際に、既往のガイドラインにある歴史・意匠分野の観点だけでなく、計画面では不動産・都市計画・法制度等からの視点、技術面では構造・防火・材料施工等からの視点、横断するものとして省エネルギー・バリアフリー等からの視点を加えたものにしていくことが重要と考えている。</p>